
犯罪による収益の移転防止に関する法律の施行に伴う「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

日証協 平 20. 2. 19

本協会では、2月19日の自主規制会議において、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部を改正し、3月1日をもって施行することとした。

本改正は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の施行に伴うものである。

規則改正の趣旨骨子、新旧対照表は以下のとおりである。

犯罪による収益の移転防止に関する法律の施行に伴う「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

平成 20 年 2 月 19 日
日 本 証 券 業 協 会

1 . 改正の趣旨

犯罪による収益の移転防止に関する法律の施行に伴い、別紙のとおり、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正を行うこととする。

2 . 改正の骨子

- (1) 現行規則第 14 条の『「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」第 54 条第 1 項』を『「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第 9 条第 1 項』に改正する。
- (2) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律 (平成 19 年法律第 22 号) 」の目的にあわせ、現行規則第 14 条の「マネー・ローンダリング防止」を「犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与防止」に改正する。

3 . 施行時期

この改正は、平成20年 3 月 1 日から施行する。

以 上

「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

平成 20 年 2 月 19 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則 (<u>犯罪による収益の移転防止等に係る内部管理体制の整備</u>) 第 14 条 協会は、「<u>犯罪による収益の移転防止に関する法律</u>」第 9 条第 1 項の規定に基づく疑わしい取引の届出を行う責任者を定め、<u>犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与防止</u>のための内部管理体制の整備に努めるものとする。 付 則 この改正は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。	協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則 (<u>マネー・ロンダリング防止に係る内部管理体制の整備</u>) 第 14 条 協会は、「<u>組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律</u>」第 54 条第 1 項の規定に基づく疑わしい取引の届出を行う責任者を定め、<u>マネー・ロンダリング防止</u>のための内部管理体制の整備に努めるものとする。